

エアロウムだより

うんがいてん 雲外蒼天

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

FAX : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 8

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

2025 年 10 月号

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率【%】	発効日(予定)
北海道	1,075 (1,010)	65	6.4	令和7年10月4日
青 森	1,029 (953)	76	8.0	令和7年11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	8.3	令和7年12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	6.7	令和7年10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	8.4	令和8年3月31日
山 形	1,032 (955)	77	8.1	令和7年12月23日
福 島	1,033 (955)	78	8.2	令和8年1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	6.6	令和7年10月2日
富 山	1,062 (998)	64	6.4	令和7年10月12日
石 川	1,054 (984)	70	7.1	令和7年10月8日
福 井	1,053 (984)	69	7.0	令和7年10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	6.5	令和7年12月1日
長 野	1,061 (998)	63	6.3	令和7年10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	6.4	令和7年10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	6.1	令和7年11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	5.8	令和7年10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	6.3	令和7年11月21日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	6.2	令和7年10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	6.6	令和7年11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	7.6	令和7年10月4日
島 根	1,033 (962)	71	7.4	令和7年11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	6.6	令和7年12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	6.4	令和7年11月1日
山 口	1,043 (979)	64	6.5	令和7年10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	6.7	令和8年1月1日
香 川	1,036 (970)	66	6.8	令和7年10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	8.1	令和7年12月1日
高 知	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	6.6	令和7年11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	7.7	令和7年11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	8.2	令和7年12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	8.6	令和8年1月1日
大 分	1,035 (954)	81	8.5	令和8年1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	7.7	令和7年11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

最低賃金決定!

◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内や Q & A を公表しています。

◆19 歳以上 23 歳未満の年間収入要件が「150 万円未満」に

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。
年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

◆Q & A 日本年金機構の Q & A では、以下のようなことが示されています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- ・年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。
- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

国税庁が「年末調整のしかた」を公表しました

国税庁より「令和 7 年分 年末調整のしかた」（全 64 ページ、以下「パンフレット」という。）が公表されました。今年の年末調整には複数の変更点があります。企業においては早めの確認と実務への備えが大切です。パンフレットでは、「昨年と比べて変わった点」として、以下の 3 つが挙げられています。

◆年末調整のしかた～改正項目

1 所得税の基礎控除の見直し等

- (1) 基礎控除の見直し：合計所得金額に応じて基礎控除額が 58 万円～95 万円に
- (2) 給与所得控除の見直し：最低保障額が 65 万円に
- (3) 特定親族特別控除の創設：所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の「特定親族」がいる場合、合計所得金額に応じて 3 万円～63 万円を控除
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正：同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件が 58 万円以下に

2 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

3 令和 8 年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

※上記のほか、パンフレットの表紙には「通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります」との注意書きもあり。

誤りのない年末調整のためには、制度への従業員の理解が不可欠です。そのためにも、今回公表されたパンフレットや 10 月に公開予定の「年末調整がよくわかるページ」（国税庁）を確認し、改正点の周知に努めましょう。

【国税庁「令和 7 年分 年末調整のしかた」】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/nencho_all.pdf

最低賃金引上げに向けた環境整備のため「業務改善助成金」が拡充されます！

令和7年9月5日までに、最低賃金について、すべての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられ、それらの結果、初めて全都道府県で1,000円を超え、全国加重平均は1,121円となりました（現在の1,055円から過去最大の66円引上げ）。厚生労働省は、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対する支援策として、9月5日から「業務改善助成金」の拡充を行うことを発表しました。

◆業務改善助成金とは

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

◆拡充内容1：申請可能な事業所が拡大

従来、事業場内最低賃金と改定前の地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象であったところを、事業場内最低賃金が「改定後の地域別最低賃金未満」までの事業所が対象となります。

◆拡充内容2：賃金引上げ計画の事前提出を省略可能に

従来、賃金引上げ後の申請は不可（申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる）であったところ、令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ計画の事前提出が不要となります。

◆中小企業庁でも補助金拡充へ

中小企業庁においても、以下の補助金の拡充（対象の拡大、要件緩和等の措置）を行うこととしています。

- ① ものづくり補助金
- ② IT導入補助金
- ③ 中小企業省力化投資補助金（一般型）

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

厚生労働省は、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置づけ、労働者の年次有給休暇取得を促進するための広報・啓発活動を展開しています。

年次有給休暇は働く人の心身の健康保持や生活の質の向上にとって重要な制度であり、働き方改革を推進するうえでも欠かせないものです。取得率は約65%にとどまっており、政府は2028年度までに70%の達成を目指しています。企業においては、促進期間を一つの機会として、取得率向上に向けた取組みが求められます。

◆年次有給休暇の年5日取得義務の確実な履行

労働基準法の改正により、2019年4月から使用者は年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、5日の年次有給休暇を取得させる義務を負っています（労働基準法第39条第7項）。

この義務は、雇用形態にかかわらず該当するすべての労働者が対象です。取得義務を果たしていない場合には、30万円以下の罰金が科されることもあるため、法令を遵守した確実な管理が求められます。

年次有給休暇の取得促進には、計画的な業務運営や休暇の分散化に役立つ「年休の計画的付与制度」や、働く人の事情に応じた柔軟な休み方を可能にする「時間単位年休」の活用も考えられます。

◆取得しやすい職場環境の整備を進める

取得を促進するためには、計画的付与制度の活用や繁忙期を避けた時期の調整、管理職への周知などが有効です。また、業務の割振りや職場内の雰囲気づくりといった面からも、取得しやすい環境を整備していく必要があります。

こうした取組みは、働く人の健康維持にとどまらず、モチベーションの向上や職場の定着率の改善にもつながるものと考えられます。

企業は、制度の趣旨を踏まえ、年次有給休暇の取得が円滑に進むような体制づくりを進めることが求められます。

【厚生労働省「年次有給休暇取得促進特設サイト」】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

10月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分>〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分>〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険料の納付<延納第2期分>〔郵便局または銀行〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕



◆ 第二子誕生 ◆

このたび杵屋に第二子が誕生しました。
就職当時の姿を知る私たちにとっても、
家庭とともに歩む今の姿はとても頼もしく
感じられます。

二人のお子さんを育てる毎日は、きっと喜びも
大変さも倍増かもしれません。

復職はもう少し先になりますね、まずは
新しい家族との時間を存分に味わって
ほしいと思います。

「育児は楽しい余裕なんてない！」

というのが本音だとは思いますが、振り返ると一つひとつ良い思い出です。

これからの子育てエピソードを聞かせてもらうのもまた楽しみです。

鶴岡留

